

滋賀県立美術館「丸木スマ展 73 歳からのアーティスト」美術品輸送展示等業務仕様書

本仕様書は、企画展「丸木スマ展 73 歳からのアーティスト」の開催に伴う対象作品の輸送、梱包、展示、展示替え、撤去、返却、およびこれらに付随する業務について、受託業者が遵守すべき事項を定めるものである。

1. 業務名

滋賀県立美術館「丸木スマ展 73 歳からのアーティスト」美術品輸送展示等業務

2. 会期および会場

- ・会場：滋賀県立美術館 展示室 3（〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1740-1）
- ・会期：2026 年 9 月 11 日（金）～ 11 月 23 日（月・祝）
※会期中、一部作品の展示替え（前期・後期）を行う。

3. 対象作品

- ・出品作品：絵画（水墨彩色、油彩、クレヨン等）、屏風、軸装、額装作品等 計 113 点（輸送通し No.001～113）

※作品の詳細および個別指示については、最新の「丸木スマ展作品リスト」を参照すること。

※額寸および箱寸が判明しているものは記載している。

※イメージサイズしか判明していないものについては、各辺 5-10cm 程度大きい額寸を想定すること。

4. 業務内容

本展に係る輸送計画の立案、集荷、梱包、輸送、開梱、展示、展示替え、撤去、返却、その他養生・照明調整等、展示に付随する一切の作業、および対象作品への保険付保（展示一貫保険等）を行う。

(1) 集荷・梱包・輸送

作品の集荷・返却は「ウォール・トゥ・ウォール（館から館へ）」を原則とする。輸送に際しては美術品専用車を使用し、経験豊富な専門スタッフを配置すること。

- ・集荷期間：2026 年 8 月 17 日（月）～ 9 月 4 日（金）の期間内で、各所蔵元と調整の上、決定する。
- ・なお、日本民藝館は同館の都合により、8 月 23 日か、8 月 28 日から 9 月 5 日の間が対応可能日である。

【集荷エリアおよび集荷先（2方面・計6箇所）】

方面	集荷先名称	住所・場所	対象作品（輸送通し No.）	点数
関東 方面	1. 原爆の図丸木 美術館	〒355-0076 埼玉県東松山市 下唐子 1401	No.001～057	57 点
	2. 丸木家	丸木美術館周辺隣接（埼玉県 東松山市下唐子）	No.058～100	43 点
	3. 日本民藝館	〒153-0041 東京都目黒区駒 場 4 丁目 3-33	No.101（※前期展示）	1 点
広島 方面	4. 丸木直也氏 （個人宅）	広島県広島市西区三滝町 周 辺	No.102～107	6 点
	5. 広島県立美術 館	〒730-0014 広島県広島市中 区上幟町 2-22	No.108～110（※一部展 示替えあり）	3 点
	6. 小田妙子 氏（個人宅）	広島県広島市安佐南区長楽寺 周辺	No.111～113	3 点

※関東方面の「1. 原爆の図丸木美術館」と「2. 丸木家」の実作業は同時に行うこと。

【梱包・新箱作成に関する個別指示】

輸送にあたり、以下の作品については梱包および専用箱の作成・同梱において特別な配慮を行うこと。

- 原爆の図丸木美術館蔵の軸装作品：各作品の軸箱が安全に収まる箱を作成（あるいは手配すること。
- 広島県立美術館蔵の軸装作品（No.108, 109, 110）：それぞれの軸箱を同梱できる外箱を手配すること。その際、軸箱同士が内部で衝突しないように十分に留意すること。
- 丸木家蔵の軸装作品（No.098, 099）：
 - No.098（《猫とあかまんま》）は軸箱がないため、巻いた状態で安全に輸送・保管ができる外箱を新規に作成すること（想定サイズ：4.5×4.5×5.6cmが入る箱）。
 - No.099（《かにとえびと山椒魚》）の軸箱が安全に収まる箱を手配すること。

(2) 展示作業（滋賀県立美術館）

指定の期間内に、作品の搬入・開梱・点検・壁面等への設置、および付随するキャプション類の設置、照明調整を行う。

- **日程**：2026 年 9 月 5 日(土)～ 9 月 9 日（水） [この 5 日間のうちで作業すること、推奨日程 4 日]
- **作業内容**：什器設置、作品展示、キャプション等設置、照明の器具設置および光量・角度調整。

(3) 会期中展示替え作業

本展では一部作品の展示替えを行うため、会期中に以下の対応を行う。

- **展示替え予定日**：10 月 19 日（月）

展示期間	輸送通し No.	作品名称	所蔵元
前期展示のみ	No.110	《きのこ》	広島県立美術館蔵
	No.099	《かにとえびと山椒魚》	丸木家蔵
後期展示のみ	No.108	《蝶》	広島県立美術館蔵
	No.109	《動物》	広島県立美術館蔵

※主催者（滋賀県立美術館）の指示に従い、安全かつ速やかに作業を行うこと。取り外した作品は、返却まで指定の保管環境（館内収蔵庫など）にて管理する。

(4) 撤去・返却輸送

会期終了後、速やかに作品の撤去、梱包を行い、各所蔵元へ返却輸送を行う。

- **日程**：2026 年 11 月 24 日（火）以降（会期終了翌日以降、速やかに実施）
- **作業内容**：作品の撤去、状態確認、梱包、資機材・什器類の撤去、各所蔵元への美術品専用車による返却。

5. 業務の注意点および遵守事項

- **人員配置**：集荷、梱包、開梱、展示、撤去の全工程において、美術品輸送・取扱いの経験豊富な専門作業員のみが作業にあたること。
- **学芸員との連携**：梱包・集荷、および搬入・返却時の作品状態確認（コンディション・チェック）の際は、各所蔵元および滋賀県立美術館の担当学芸員の立ち会い・指導のもとで行うこと。

- **事前提出書類**：集荷作業着手時までに、委託元に対して当該作品の保険証券の写しを提出すること。

6. 保険

受託業者は、対象作品に対し、輸送・展示期間中を網羅するオールリスクカバー、ウォール・トゥ・ウォールの「展示一貫保険」等を付保すること。

※作品の総評価額については、別途主催者より提示される総額を算定基準とすること（「丸木スマ展作品リスト」記載の各評価額等に基づく）。

7. その他

- 受託業者は、公告日から起算した過去3年間において、国公立の美術館・博物館における国宝・重要文化財級またはそれに準ずる貴重な資料・美術品の運搬実績（契約金額100万円以上）を有していること。
- 本仕様書に記載のない事項、または業務進行中に疑義が生じた場合は、速やかに滋賀県立美術館の担当学芸員および事務局担当者と協議し、その指示に従うこと。